



第3回 三河家住宅保存活用検討委員会

1. 開会

2. 議題

(1) 保存活用計画策定の流れ

(2) 計画書目次案

(3) 保護の経緯

(4) 計画区域

(5) 環境保全区域（区分）

(6) 現況調査報告

1. 三河家住宅の構成要素と変遷

2. 保存管理計画（仕様調査）

3. 三河家住宅の特徴

4. 整備年代の設定

5. 破損状況

(7) 保護に係る諸手続き

3. 報告事項

4. 閉会

第3回検討委員会

保存活用計画策定の流れ 保護の経緯 計画区域

環境保全計画区域 現況調査報告 保護に係る諸手続き



第4回検討委員会

計画の概要 三河家住宅の概説 保存管理計画（部分）

環境保全計画 防災計画 活用計画（方針）



第5回検討委員会

保存管理計画 活用計画

保存活用計画策定の主旨

保存活用計画の目的

保存活用計画は、所有者・管理責任者・管理団体（以下、「所有者等」という。）が重要文化財（建造物）の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して所有者等と都道府県及び市町村（組合及び特別区を含む。以下同じ）教育委員会・文化庁の間の合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されることを目的として策定される。

『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』 文化庁文化財保護部 平成11年 より抜粋

→ 文化財建造物は、同じものが二つとない。より良く保存を行ってゆくためには何が必要であるか、どのような活用が考えられるのか。「文化財的な価値」を常に優先的に考慮しながら、計画をつくりあげる。

三河家住宅の保存活用計画策定における主な課題

① 所有者の変更

個人の所有から自治体の所有へ変更されたことで、より広く公共性を求められることとなる。同時に、それまで保存のために行われてきた維持管理をどのように引継いでゆくのか、が課題である。

- ・継続的な管理体制、管理手法の確立。
- ・保存、公開活用のための周辺環境の整備。

② 利活用の検討

所有者の変更に伴い、三河家住宅を住宅として利用し続けてゆくことは困難である。利活用の検討を必要としている。

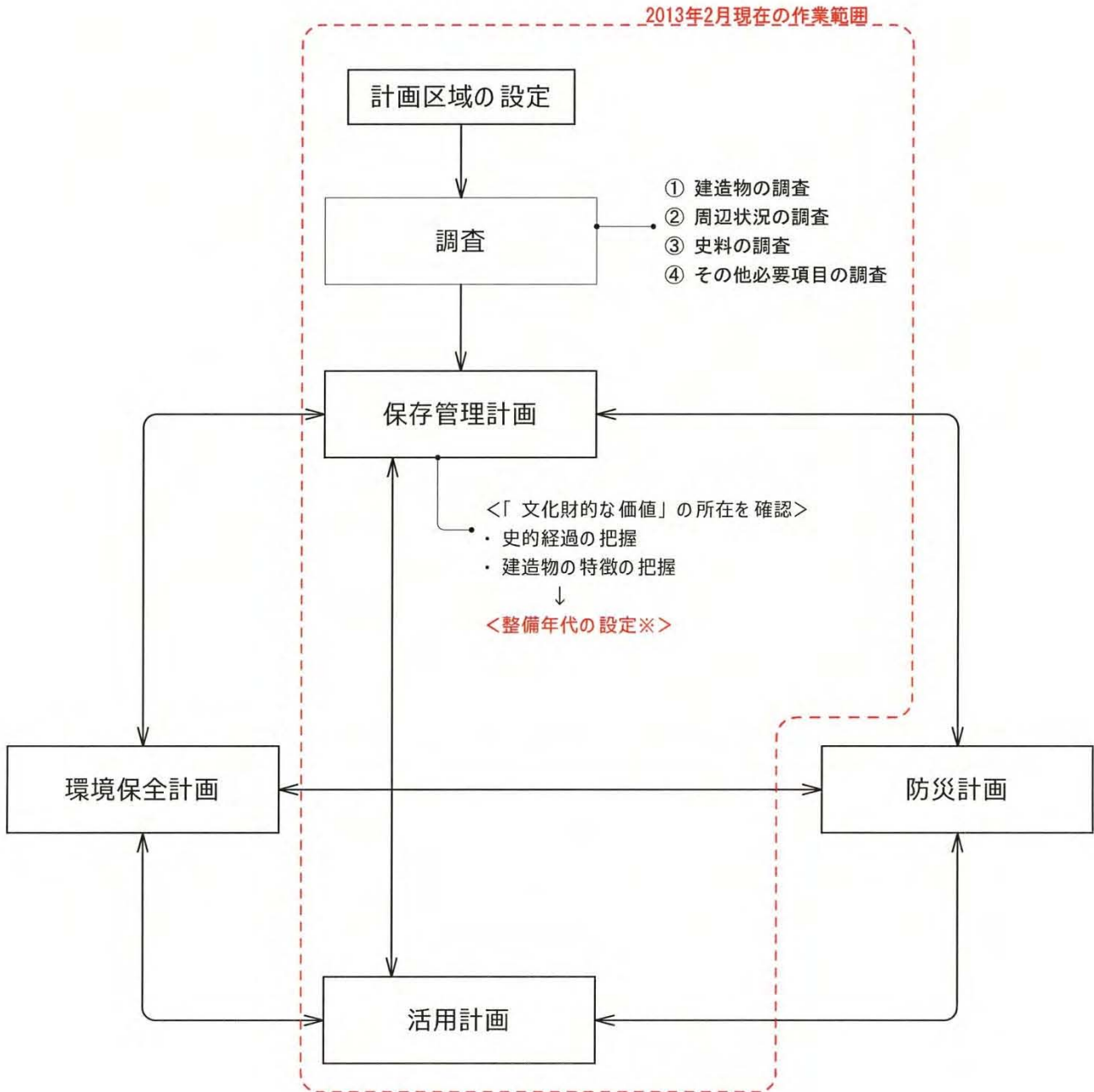
- ・規模、平面計画、立地、管理体制に見合った利活用方法の考案。
- ・長期的に維持が可能な利活用方法の選択。
→利活用方法の変更は改修を伴い、無為に建造物をいためることにつながりやすい。
- ・建築基準法、消防法、食品衛生法など、関係法令の確認。関連する部署との調整。

③ 根本修理の必要性

築80年を経過した三河家住宅は、大規模な修理が必要であると考えられる。破損状況を把握し、修理工事の事業化に向けた計画が必要となる。

- ・現況調査（仕様調査、破損調査、周辺状況の調査）。
- ・修理計画の作成。

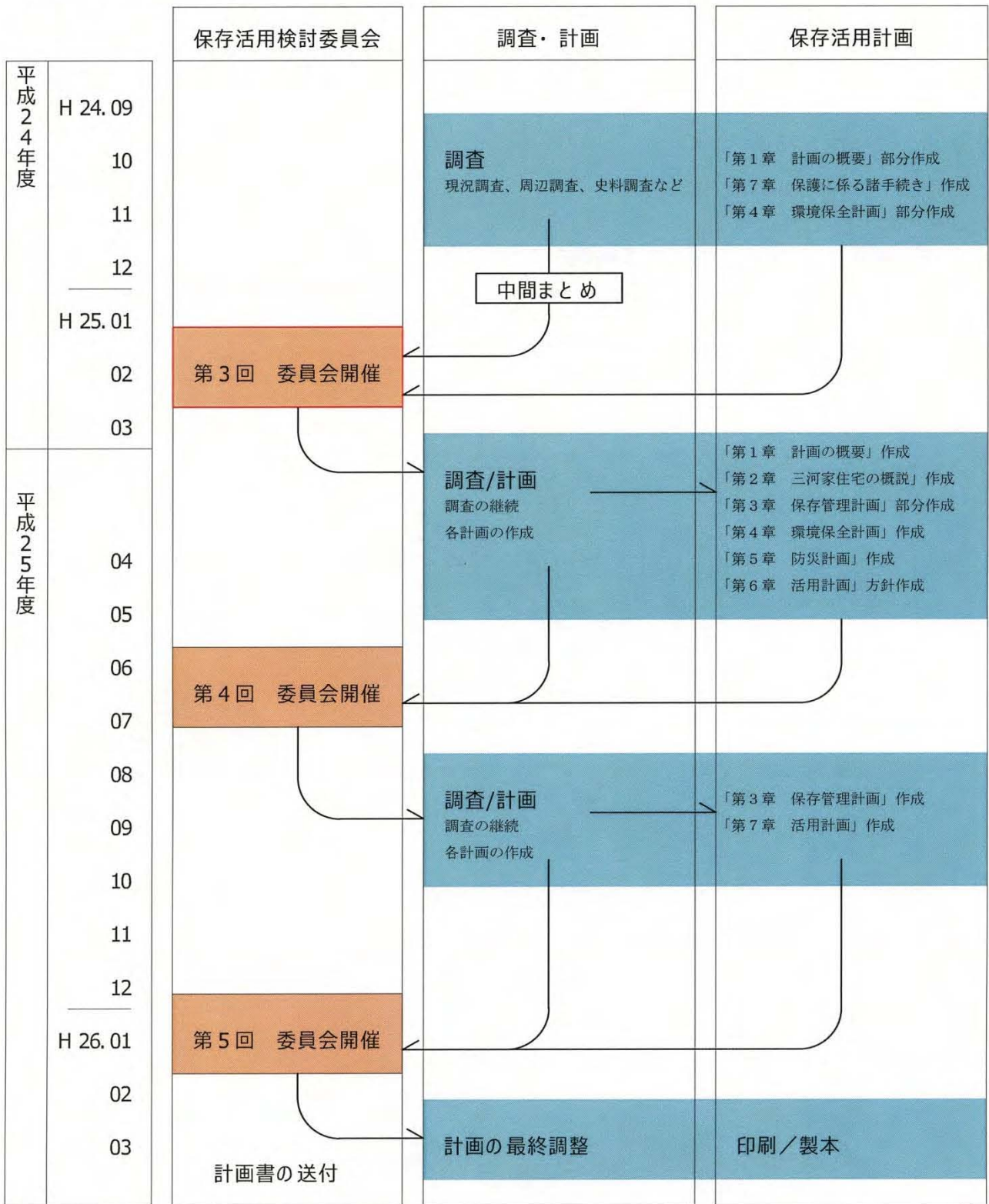
保存活用計画策定の構成



ひとつひとつを順に進めてゆくだけでなく、各計画での課題や決定を相互にフィードバックして計画を策定してゆく。

※ 整備年代の設定とは、建造物の観点から、その価値や状態を考慮したうえで、いつの時代の状態を目指して、建造物を修理・整備してゆくべきかを定めることをいう。

保存活用計画策定スケジュール



<事業の流れ>

